参考資料１

農林水産省告示（重要な形質）の制定について

平成 31 年 1 月 28 日に開催された種苗分科会の答申を踏まえ、平成 31 年 3 月 26 日付け農林水産省告示第 560 号で平成 20 年４月１日付け農林水産省告示第 534 号（種苗法第２条第７項の規定に基づき重要な形質を定める件）の一部を改正し、施行。

(参考)

品種登録ホームページ：http://www.hinsyu.maff.go.jp/

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務二三）　二
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三二）　六
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同三三）　七
○外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三四）　八
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（同三五）　一二
○医師法施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（同三六）　一二
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　一七
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（厚生労働・国土交通・環境一）　二三
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二〇）　二九
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（同二一）　三四
○国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（国土交通一二）　三八

〔告示〕

○平成三十年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（総務一〇一）　四八
○平成二十九年総務省告示第三百三号の一部を訂正する件（同一〇二）　四八
○平成三十年総務省告示第三百三十二号の一部を訂正する件（同一〇三）　四八
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇四）　五五
○平成三十年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件（同一〇五）　五五
○平成三十年総務省告示第二百五十六号の一部を訂正する件（同一〇六）　五五
○平成三十年総務省告示第三百二十九号の一部を訂正する件（同一〇七）　五五
○平成三十年総務省告示第四百十一号の一部を訂正する件（同一〇八）　五五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一〇九）　六〇
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（同一一〇）　六〇
○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件（同一一一）　六〇
○平成三十年度使用教科書等掲載補償金額を定める件（文化庁二二）　六〇
○平成三十年度使用教科用拡大図書複製補償金額を定める件（同二三）　六〇
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働九四）　六〇
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同九五）　六〇
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同九六）　六〇
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同九七）　六〇
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同九八）　六〇
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（厚生労働・国土交通・環境一）　六〇
○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件（農林水産五五九）　六〇
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（同五六〇）　六〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四一八）　六〇
○公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同四一九）　六〇
○道路に関する件（東北地方整備局七八）　六〇
○都市計画に関する件（関東地方整備局五六～七〇）　六〇
○道路に関する件（同七一～七八）　六〇
○都市計画に関する件（北陸地方整備局四九～五三）　六〇
○浄化槽の型式の認定を更新した件（同五四）　六〇
○道路に関する件（中部地方整備局五四）　六〇
○道路に関する件（中国地方整備局三〇）　六〇
○道路に関する件（北海道開発局四〇）　六〇

〔官庁報告〕

官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示（金融庁）　六〇
平成三十一年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　六〇

〔資料〕

四半期別GDP速報（二次速報）（二〇一八（平成三十）年十～十二月期）（内閣府）　六〇

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習、東日本高速道路株式会社工事一部完了、二〇一九年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、日本弁護士連合会裁決関係　六〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六〇

II　団体営事業の場合

平成　年度団体営災害復旧事業成績書

区分	箇所番号及び地区名	事業主体の所在地	事業主体	費目	工種	総事業費 事業量	総事業費 事業費	総事業費 国庫補助金	総事業費 補助率	前年度までの出来高 事業量	前年度までの出来高 事業費	前年度までの出来高 国庫補助金	本年度出来高 事業量	本年度出来高 事業費	本年度出来高 国庫補助金	国庫補助金以外の財源 都道府県費	国庫補助金以外の財源 市町村費	国庫補助金以外の財源 その他	国庫補助金以外の財源 計	残事業 事業量	残事業 事業費	残事業 国庫補助金	工事施行の状況 請負又は直営の別	工事施行の状況 工期 年月日から 年月日まで	摘要
年次							円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円			
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					
				（削る）																					

注1　都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。
2　（略）
3　費目の欄には、工事費（営繕費、工事雑費を除く。）を記入すること。
（略）
4　（略）
5

II　団体営事業の場合

平成　年度団体営災害復旧事業成績書

区分	箇所番号及び地区名	事業主体の所在地	事業主体	費目	工種	総事業費 事業量	総事業費 事業費	総事業費 国庫補助金	総事業費 補助率	前年度までの出来高 事業量	前年度までの出来高 事業費	前年度までの出来高 国庫補助金	本年度出来高 事業量	本年度出来高 事業費	本年度出来高 国庫補助金	国庫補助金以外の財源 都道府県費	国庫補助金以外の財源 市町村費	国庫補助金以外の財源 その他	国庫補助金以外の財源 計	残事業 事業量	残事業 事業費	残事業 国庫補助金	工事施行の状況 請負又は直営の別	工事施行の状況 工期 年月日から 年月日まで	摘要
年次							円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円			
				工事費																					
				工事雑費																					
				事務雑費																					
				計																					
				工事費																					
				工事雑費																					
				事務雑費																					
				計																					
				工事費																					
				工事雑費																					
				事務雑費																					
				計																					

注1　都道府県営事業の場合の第15表及び第16表の調書を添えること。
2　（略）
（新設）
3　（略）
4　（略）

附　則

1　この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号に規定する災害復旧事業計画書等の様式は、当分の間、この告示による改正前の昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号に規定する災害復旧事業計画書等の様式をもってこれに代えることができる。

○農林水産省告示第五百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日　　農林水産大臣　吉川　貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

区分	重要な形質
（略）	（略）
アゲラツム	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正前

区分	重要な形質
（略）	（略）
アゲラタム	（略）
（略）	（略）
カリブラコア	（略）

ムラサキシキブ	樹姿、樹高、樹幅、節間長、側枝の太さ、側枝の主な色、側枝の毛、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の斑の有無、葉脈間の膨らみ、葉身の裏面の毛、葉身の基部の形、葉身の先端部の形、葉縁の鋸歯の位置、葉縁の鋸歯の粗密、花梗の着生位置、花梗の向き、花序の幅、一花序当たりの花の数、花冠裂片の主な色、果実の直径、果実の主な色、果実のがくに対する大きさ、開花期、成熟期、落果性、落葉性
（略）	（略）
（略）	（略）
カリオプテリス　クランドネンシス	樹姿、樹高、側枝の太さ、側枝の色、側枝の毛の有無、着花側枝数、節間長、葉身の形、葉縁の鋸歯の有無、鋸歯の形、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の色、葉身の斑の有無、葉身の斑の型、葉身の斑の色、葉身の毛の有無、葉柄の長さ、花房の直径、花房の厚み、花冠の長さ、花冠の幅、花冠裂片の切れ込み、花冠の主な色、花冠の二次色の有無、花冠の二次色の色、がくのアントシアニン着色の有無、がくの色、やくの色、花房の密度、主茎の花房の段数の多少、花の香り、開花の早晩
（略）	（略）
（略）	（略）
クフェア　ラモシッシマ	枝のアントシアニンの着色、葉身の長さ、葉身の幅、花の直径、がく筒の主な色、上花弁の主な色、下花弁の主な色
（略）	（略）
（略）	（略）
ギョウギシバ	倍数性、種子の千粒重（種子繁殖性品種に限る。）、草丈、ほふく茎の伸長性、ほふく茎の長さ、ほふく茎の節間長、ほふく茎の節間の太さ、ほふく茎のアントシアニンの着色、水平葉の長さ、水平葉の幅、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の毛、葉耳の毛、葉しょうの毛、止め葉の長さ、止め葉の幅、止め葉の葉しょうの長さ、出穂茎の高さ、出穂茎の節間長、出穂期、総（ふさ）の長さ、総の数、小穂の数
（略）	（略）
（略）	（略）
ディエールヴィラ	樹勢、樹姿、一年枝の冬期の色、新しょうのアントシアニンの着色、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉縁の鋸歯の形、葉縁の鋸歯の深さ、葉身の色、葉身の斑の有無、葉身の斑の分布、葉身の斑の色、

（新設）	（新設）
（略）	（略）
ベニバナ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
クフェア　ヒッソピフォリア	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
シンビジウム	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
ディフェンバキア	（略）
（新設）	（新設）

	葉身の斑の濃淡、落葉直前の葉身の主な色、葉身の光沢の強弱、葉柄の長さ、花序の型、花の大きさ、花の色、開花始期、開花期間、二季咲き性の有無、吸枝の有無、落葉始期
（略）	（略）
（略）	（略）
エリアンツス　アルンディナセウス	倍数性、越冬後の初期生育、草型、出穂期、草丈、最長稈の長さ（未出穂品種を除く。）、最長稈の太さ、出穂期の茎の多少、葉しょうの毛、葉しょうのろう質、葉身の長さ、葉身の幅、穂の多少、穂の長さ
（略）	（略）
（略）	（略）
フィクス　ルビギノサ	樹姿、主枝の色、側枝の色、側枝の発生角度、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の形、葉身の地色、葉身の斑の有無、葉身の斑の一次色、葉身の斑の一次色の分布、葉身の斑の一次色の模様、葉身の斑の二次色の有無、葉身の斑の二次色、葉身の斑の二次色の分布、葉身の斑の二次色の模様、葉身の斑の三次色の有無、葉身の斑の三次色、葉身の周縁部の波打ち、葉身の光沢、葉柄の長さ
（略）	（略）
ハイビスカス（クサフヨウ及びムクゲを除く。）	（略）
（略）	（略）
ムクゲ	樹姿、樹高、側枝の粗密、当年枝の色、葉柄の長さ、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の基部の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の切れ込み、葉身の波打ち、葉縁の鋸歯の数、葉身の斑の有無、葉身の斑の色、花柄の長さ、花型、花弁化した雄しべの数（一重品種を除く。）、花の最外周の花弁の向き、花の最外周の花弁の重なり（八重品種を除く。）、花の直径、花の目の有無、目の大きさ、目の伸長部の長さ、目の主な色、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の形、花弁の内面の主な色、花弁の内面の二次色（二次色のある品種に限る。）、花弁の内面の二次色の分布、花弁の切れ込み、花弁の波打ち、ずい柱の長さ（八重品種を除く。）
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）	（略）
エレモフィラ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
インドボダイジュ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
ハイビスカス	（略）
クサフヨウ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
イベリス	（略）

イヌツゲ	樹姿、樹勢、枝葉の粗密、新しょうの毛、新しょうの樹皮の色、新葉の主な色、葉柄の長さ、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の形、葉身の主な色、葉身の斑の有無、葉身の斑の色、葉身の斑の分布、葉身の光沢、葉身の縦方向の反り、葉身の横断面の形、葉身の基部の形、葉身の先端部の形、花の数、花性、雄花の大きさ（雄株品種に限る。）、雄花の色（雄株品種に限る。）、雌花の大きさ（雌株品種に限る。）、雌花の色（雌株品種に限る。）、果実の大きさ（雌株品種に限る。）、果実の色（雌株品種に限る。）、果実の数（雌株品種に限る。）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
リンデルニア　クレイスタンドラ	草姿、草丈、株の幅、葉柄の長さ、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の最大幅の位置、葉身の横断面の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の周縁部の鋸歯、葉身の腺毛、小花柄の長さ、花冠の縦径、花冠の横径、花冠の縦径／横径、花冠筒部の長さ、花喉部の内面の主な色、下唇弁の中央裂片の長さ／幅、下唇弁の中央裂片表面の主な色
（略）	（略）
ローベリア（ローベリア　エリヌスを除く。）	（略）
ローベリア　エリヌス	草姿、草丈、側枝の長さ、節間長、側枝の太さ、側枝の緑色の濃淡、側枝のアントシアニンの着色、側枝の毛、葉の長さ、葉の幅、葉縁の鋸歯の深さ、葉の形、葉の表面の緑色の濃淡、葉の裏面のアントシアニンの着色、葉の表面の毛、花型、花の直径（八重品種に限る。）、花の色（八重品種に限る。）、花冠の長さ、上唇弁の裂片の形、上唇弁の表面の色、下唇弁の長さ、下唇弁の幅、下唇弁の中央裂片の幅、下唇弁の表面の主な色、下唇弁の表面の二次色（白色部を除く。二次色のある品種に限る。）、下唇弁の表面の白色部、下唇弁の表面の白色部の形、下唇弁の斑紋の有無、下唇弁の斑紋の大きさ、下唇弁の裏面の色、下唇弁の裂片の重なり、花筒の外面の色

（新設）	（新設）
（略）	（略）
アメリカイワナンテン	樹姿、樹高、株幅、当年枝の色、前年枝の長さ、前年枝の太さ、前年枝の色、新葉の表面の主な色、新葉の斑の有無、新葉の斑の色、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の先端の形、葉身の基部の形、葉身の表面の主な色、葉身の斑の有無、葉身の斑の色、葉身のアントシアニンの着色、葉身の鋸歯の深さ、葉柄の長さ、がくの色、花冠の長さ、花冠の先端の直径、花冠の開口部の直径、花冠筒部の幅、花冠の色、開花始期
（略）	（略）
リナリア	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
ロベリア	（略）
（新規）	（新規）

（略）	（略）
（略）	（略）
ロマンドラ	草姿、葉群の高さ、葉群の粗密、葉の向き、葉身の長さ、葉身の幅、葉の横断面の形、葉の先端の型、葉の先端の中央歯状突起の長さ、葉の平滑度、葉の表面のろう質の強弱、葉の表面の主な色、葉の表面の二次色（二次色のある品種に限る。）、葉の表面の光沢、葉の硬さ、葉しょう基部の周縁部の切れ込み、葉しょう基部の褐色の着色の濃淡、花序の位置、花序の側枝の多少、花穂の長さ、花柄の長さ、花柄の色、ほう葉の長さ、がくの色
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
トキワマンサク	樹姿、樹高、樹幅、側枝の粗密、成葉の葉身の長さ、成葉の葉身の幅、若葉の主な色、若葉の斑（ふ）の有無、若葉の斑（ふ）の型、若葉の斑（ふ）の色、成葉の主な色、成葉の斑（ふ）の有無、成葉の斑（ふ）の型、成葉の斑（ふ）の色、秋季の若葉の主な色、秋季の若葉の斑（ふ）の有無、秋季の若葉の斑（ふ）の型、秋季の若葉の斑（ふ）の色、秋季の成葉の主な色、秋季の成葉の斑（ふ）の有無、秋季の成葉の斑（ふ）の型、秋季の成葉の斑（ふ）の色、一花序の花数、花序の直径、がくの色、花の長さ、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の反り、花弁の主な色、花弁の二次色の有無、花弁の二次色
（略）	（略）
ストック	胚（はい）軸のアントシアニン着色の有無、草型、草丈、開花側枝の発生位置、開花側枝の数、茎の硬さの強弱、葉数、上位葉の向き、下位葉の切れ込みの深さ、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉の凹凸、葉の毛の有無、八重株と比較した一重株の葉の緑色の類似性、葉の緑色の濃淡、花柄の長さ、花穂の長さ、花穂の形、花穂の上部の伸長、花穂の花の数、小花柄の長さ、花の直径、花弁の数、八重花と一重花の花色の違いの有無、花の香り、がくのアントシアニン着色の有無、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の内曲、花弁のちりめん状のしわ、花弁の主な色、花弁の基部の複色部の有無、花弁の基部の複色部の色、花弁の基部の複色部の大きさ、内花弁の色、一重花の花弁の長さ、一重花の花弁の幅、一重花の花弁の内曲、一重花の花弁の主な色、

（略）	（略）
ペレニアルライグラス	（略）
（新設）	（新設）
ロマンドラ　ロンギフォリア	草姿、葉部の高さ、葉群の粗密、葉の長さ、葉の幅、葉の緑色の濃淡、葉の斑（ふ）の有無、葉のろう質の強弱、葉の硬さ、葉の横断面の形、葉の先端の中央突起の位置、葉の基部の縁の褐色の濃淡、花序の長さ、花穂の位置、花柄の色、花穂の長さ、ほう葉の長さ、がくの色、花冠の色
（略）	（略）
ロフォミルツス	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
ストック	一　草型及び草丈 二　はい軸の色、子葉の色、茎の硬さ、分枝性、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の厚さ、葉数、葉の着生角度及び葉の毛の多少 三　花穂の形、花穂長、花間長、花の大きさ、花色、花弁の形、花弁の数、小花柄長、小花柄の着生角度、一花穂の花数、花首の長さ、花首の太さ及び花の香り 四　開花期、八重率、耐倒伏性、耐寒性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

	一重花の花弁の基部の複色部の有無、一重花の花弁の基部の複色部の色、一重花の花弁の基部の複色部の大きさ、開花始期、八重率、種子の色による八重鑑別の難易
（略）	（略）
（略）	（略）
ネモフィラ	草丈、株の幅、葉の長さ、葉の幅、葉の主な色、葉の切れ込みの先端の形、花柄のアントシアニンの着色、花冠の直径、花冠の主な色、花冠の二次色（二次色のある品種に限る。）、花冠の二次色の分布（二次色のある品種に限る。）、花冠の三次色（三次色のある品種に限る。）、花冠の小斑点の有無、花冠の小斑点の主な色、花冠の脈の着色の有無、花冠の脈の主な色
（略）	（略）
ペチュニア	草姿、草丈、茎の長さ、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉の先端の形、葉の斑（ふ）の有無、葉の主な色、小花柄の長さ、小花柄のアントシアニンの着色、がく片の長さ、がく片の幅、花型、花の粗密（八重品種に限る。）、花の幅、花の切れ込み、花の波打ち、花の脈、花の脈の色、花の主な色、花の二次色（二次色のある品種に限る。）、花の二次色の分布（二次色のある品種に限る。）、花の二次色の面積（二次色のある品種に限る。）、二次色の面積割合が異なる花の数（二次色のある品種に限る。）、花の三次色（三次色のある品種に限る。）、開花初期の花の主な色、開花後期の花の主な色、花冠裂片の先端の形、花筒の幅（一重品種に限る。）、花筒の内面の主な色、花筒の内面の脈、花筒の外面の主な色、やくの花粉の色（一重品種に限る。）
（略）	（略）
（略）	（略）
リベス　サングイネウム	樹姿、側枝の粗密、芽のアントシアニンの着色、新しょうのアントシアニンの着色、葉の長さ、葉の幅、葉の緑色の濃淡、花序の長さ、花の数、花の粗密、花の色、花の大きさ、花柄の長さ、着果の有無
（略）	（略）
（略）	（略）
セネキオ　カンディダンス	草姿、葉部の高さ、株の幅、茎の毛の有無、葉の数、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の先端の形、葉身の基部の形、葉身の周縁部の鋸歯（きょし）、葉身の周縁部の波打ち、葉身の表面の毛の有無、葉身の表面の毛の粗密、葉身の裏面の毛の有無、葉身の色、葉柄の長さ、葉柄の太さ、葉柄の基部のアントシアニン着色の有無

（略）	（略）
ネメシア	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
ペチュニア	草姿、草丈、茎の長さ、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の先端の形、葉身の斑（ふ）の有無、葉身表面の緑色の濃淡（葉に斑（ふ）のない品種に限る。）、葉身の凹凸の有無、小花柄の長さ、がく片の長さ、がく片の幅、がく片のアントシアニン着色の有無、花型、花の直径、花の形、花の脈の色、花冠裂片の表面の色数、花冠裂片の表面の主な色、花冠裂片の表面の二次色、花冠裂片の表面の二次色の分布、花冠裂片の表面の三次色、花冠裂片の表面の脈の明瞭度、花冠裂片の周縁の切れ込みの深さ、花冠裂片の周縁の波打ちの強弱、花筒の内面の主な色、花筒の内面の脈の明瞭度、やくの色
（略）	（略）
イヌノハナヒゲ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
センペルウィウム	（略）
（新設）	（新設）

（略）	（略）
（略）	（略）
トラキメネ　コエルレア	草丈、一次側枝の多少、一次側枝の着生角度、葉の長さ、葉の幅、花柄の長さ、総ほう片のアントシアニンの着色、花序の高さ、花序の直径、花序の高さ／直径、小花の直径、小花の主な色、開花始期
（略）	（略）

（略）	（略）
テイカカズラ	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

○国土交通省告示第四百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類

１　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（茨城県潮来市延方字延方前地内から同市古高地内まで、同市築地字川尾地内から同県行方市青沼字原田地内まで、同市中根字中峰地内から同県鉾田市野友字大峰地内まで及び同市塔ケ崎字塙下地内から同市当間字久保向地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

２　東日本高速道路株式会社起業に係る事業

(1)　高速自動車国道東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジ改築工事（茨城県潮来市延方字延方前地内）

(2)　高速自動車国道東関東自動車道水戸線鉾田インターチェンジ改築工事（茨城県鉾田市秋山字外カナクソ地内から同市当間字久保向地内まで）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

(1)　収用の部分　茨城県潮来市延方字延方前、字徳島、字米島及び字福島、前川字前川、延方西、小泉南、小泉、古高、築地字川尾、字大橋、字島平、字永角、字貝塚、字平、字宮脇、字長作、字坊内、字ムクリ山、字伴定免及び字北ノ前、島須字牛ノ尾、字赤須山、字新堀、字柊山、字池下及び字今林、茂木字大入、字姉山、字広町、字清水田、字炭釜、字宮下、字一本椎、字赤羽根及び字藤井場並びに清水字貝ヶ倉、字原、字原田、字新田、字茂内、字ト山、字北谷及び字原山地内

茨城県行方市石神字水喰台、字俵久保、字水養、字原、字鰐沢、字栗山、字丹後山、字丹後谷、字頃内台及び字大谷、青沼字十三仏、字中林及び字原田、中根字中峰、字城田峰続、字城田、字笠松及び字不面洗、南高岡字羽鳥、字服部、字羽鳥久保、字山ノ下、字榎下、字溝添、字花立、字根サキ、字根崎、字屋敷、字堤添及び字町田、北高岡字川中、字塔ノ下、字殿田、字帰り田、字川島、字後久保、字中城、字石橋、字石橋谷、字石塚、字前発句、字向山、字小幡境、字堂目木及び字堂目木境向、小幡字萩ノ台堺、字北高岡堺、字堂目木、字堂目木発句及び字トンヒン塚、内宿字やふく及び字殿山、両宿字殿山、字長田、字中峰、字湯神楽、字大ノ田、字猫平、字日暮、字五灵平、字五灵、字古宿台、字宮久保、字仏坂、字宮下、字南、字中川、字神明、字大六、字広畑、字山王、字坂下、字植松及び字武蔵野、次木字栗生前、字栗生、字栗生谷、字栗生台及び字弐番久保並びに長野江字武蔵野、字新田添、字道城窪、字原口及び字津辻沢地内

茨城県鉾田市串挽字土手添、字堀之内及び字津しか沢、野友字梶橋及び字大峰、塔ケ崎字塙下、字川崎、字狐塚、字押越、字上ノ谷、字岡及び字原、飯名字原山、字六十塚、字寄居道、字新里道及び字次郎右エ門荒句、秋山字外カナクソ及び字ドウメキ並びに当間字大木戸及び字久保向地内

(2)　使用の部分　茨城県潮来市延方字延方前、字徳島、前川字前川、延方西、小泉南、小泉、古高、島須字新堀、茂木字姉山、字宮下及び字一本椎並びに清水字ト山及び字北谷地内

茨城県行方市中根字城田峰続、字笠松及び字城田、南高岡字町田、北高岡字川中及び字塔ノ下、両宿字南、字中川、字神明及び字大六並びに次木字栗生地内

茨城県鉾田市串挽字堀之内及び塔ケ崎字塙下地内

２　第２の２(1)に係る事業

(1)　収用の部分　茨城県潮来市延方字延方前及び字福島地内

(2)　使用の部分　なし

３　第２の２(2)に係る事業

(1)　収用の部分　茨城県鉾田市秋山字外カナクソ、字ドウメキ及び字井戸久保並びに当間字久保向地内

(2)　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

(1)　第２の１に係る事業

「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件東関道新設事業」という。）は、茨城県潮来市延方字延方前地内の潮来インターチェンジから鉾田市当間字久保向地内の鉾田インターチェンジまでの延長31.1kmの区間（以下「本件東関道新設事業区間」という。）における高速自動車国道新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件東関道新設事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件東関道新設事業のうち、「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路兼施工ヤードの設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

(2)　第２の２(1)に係る事業

「高速自動車国道東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジ改築工事」（以下「本件潮来インターチェンジ改築事業」という。）は、茨城県潮来市延方字延方前地内の延長0.3kmの区間（以下「本件潮来インターチェンジ改築事業区間」という。）における高速自動車国道改築工事である。

本件潮来インターチェンジ改築事業は、道路法第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。